

大規模災害時は、**救護所**にてケガや病気の応急手当を行います

震度6弱以上の大規模地震などの災害が発生した時は、被災地域の診療所は休診、薬局は閉局となり、救護所が設置されます。医師・歯科医師・薬剤師は、須高地域災害時医療救護活動マニュアル（2023年10月改訂）に基づき、医療救護班として応急手当などの医療救護活動を行います。



須高医師会・須高歯科医師会・須高薬剤師会・須坂市・小布施町・高山村

（問合せ）【須坂市役所 245-1400・小布施町役場 247-3111・高山村役場 245-1100】